

## 表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月6日

熊本地方法務局八代支局 登記官 窄口義博

### 記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
3306-2025-7020	八代市東陽町北字差野3333番2	墓地	6.61

## 表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月6日

熊本地方方法務局八代支局 登記官 窄口義博

### 記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)	抹消する登記事項 (表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記載されている事項)	登記すべき事項
3306- 2025- 7002	八代市東陽町北字筒井445 6番	畑	33	岩永文平	表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第15号第14条第1項第 4号イ]